

大寒の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。本年の皆様のご健康とご発展を心より祈念いたします。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。弁護士今津泰輝

連載 民法（債権法）改正について～消滅時効②～

今回も、前回に引き続き、消滅時効について、ご紹介させて頂きます。今回は、改正民法が適用される範囲と、改正民法施行後の注意点についてです。

改正民法が適用される範囲

左の「時事ニュース」欄記載のとおり、改正民法は、平成32年4月1日から施行されることになりました。もともと、改正民法施行日以後は、直ちに全ての債権に改正民法が適用される、というわけではありません。

改正民法施行後の注意点

消滅時効の期間に関しては、① 前回ご紹介させて頂いたとおり、施行日前に債権が発生している場合、又は②施行日以後に債権が発生したが、その原因となる契約が施行日前に締結されている場合には、改正民法は適用されないことになっていきます（附則10条）。なお、継続的な取引の契約については、多くの場合には、結局、

時事ニュース ～ 改正民法の施行日の決定 ～

昨年（平成29年）5月に成立した改正民法の施行日が、昨年12月、政令によって、平成32年（2020年）4月1日と定められました。もともと、施行日に関しては2つ例外があり、特に、定型約款に関する点が重要です。すなわち、改正民法の定型約款に関する規定は、施行日前に締結された契約にも適用されますが、契約当事者の一方が、施行日である平成32年4月1日までに反対の意思表示を行った場合には、改正民法の定型約款に関する規定は適用されません。その「反対の意思表示」に関する規定については、本年（平成30年）4月1日から施行されます。改正民法の定型約款に関する規定の内容は、次回以降、右の連載でご紹介致します。

無期転換ルールの本格的な開始

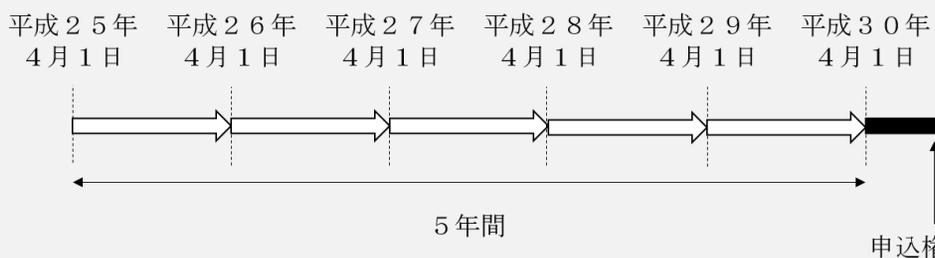
平成25年4月1日から施行されている改正労働契約法では、有期労働契約が、一定の場合に、無期労働契約へと転換するルールが定められました。本年（平成30年）4月1日以降、このルールの適用が、本格的に開始されます。

【無期転換ルールの概要】

【企業としての対応】

同一の利用者との間で締結された有期労働契約が、反復更新されて通算5年を超える場合、労働者の申込みによって、無期労働契約へと転換されます（労働契約法18条1項）。下の（図）の例では、5回目の更新後に、通算5年を超えることになるため、5回目の更新後の平成30年4月1日以降に労働者が申込みを行った場合には、無期労働契約に転換されることとなります。

（図）無期転換ルールの適用例



事務局便り

ブログのご紹介

第3回目の事務局便りでは、当事務所の取り組みについてご紹介させて頂ければと思います。弊所にはホームページもありますが、ブログ(imazulaw.jp)をご覧になったことはありますか。昨年11月に開設し、日々、更新しています。当事務所に入所して2年目のわたしの目線で、「弁護士は一体何をしているのか。」「どんなきっかけで弁護士へ依頼をしているのか。」など、所長の今津へインタビューを行い、インタビュー形式のブログを掲載しています。法律に縁のなかった私にとって、インタビューをすることで弁護士の仕事について学べる事が多く、少しずつ理解していける事が嬉しく思える日々を過ごしています。弁護士と聞くと、敷居が高いイメージが先行してしまうこともあるかと思いますが、弊所では、「お客様の立場」を一番に考えながら、業務にあたっております。是非、弊所のブログをご閲覧頂ければ幸いです。わたしもみなさんの期待に添えるようなインタビューを頑張ります！

（事務局）

今津法律事務所の所長・所員のブログ MORE

CATEGORIES

- ご挨拶等 (2)
- セミナー (1)
- ちよつと一息 (1)
- 不動産関連 (1)
- 中国・海外取引 (1)

事務局から弁護士への質問 (どのような時に弁護士へ依頼する?) 顧問弁護士事務所

企業はどのような時に、弁護士へ依頼する? (14) - 事務局から弁護士へ質問

事務局から弁護士への質問 (どのような時に弁護士へ依頼する?) 会社法関係 契約書・規定作成 相続問題 訴訟・トラブル解決 顧問弁護士事務所

企業はどのような時に、弁護士へ依頼する? (13) - 事務局から弁護士へ質問

Sasaki 0 Comment 2018年1月12日

Sasaki 0 Comment